

盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正
について

平成 19 年 3 月 28 日

総 務 部

1 提案理由

国の例に準じ、職員の休息時間を廃止しようとするものである。

2 改正の概要

勤務時間の中に 4 時間につき 15 分おくこととされている休息時間を廃止する。

3 施行期日

平成 19 年 7 月 1 日

盛岡市職員給与支給条例の一部改正について

平成 19 年 3 月 28 日

総 務 部

1 提案理由

管理職手当を支給される職員の給料の減額措置を講ずるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の概要

① 給料の減額措置について

平成 19 年 4 月から平成 20 年 3 月まで、管理職手当を支給される職員の給料について、給料月額額の 100 分の 3 に相当する額を減ずる措置を講ずる。

② 規定の整備

特殊勤務手当の見直し等に伴い必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

平成 19 年 3 月 28 日

総 務 部

1 提案理由

特殊勤務手当の見直しを行うほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の概要

社会福祉施設勤務手当，変則勤務手当など 8 手当を廃止するほか，賦課徴収手当，社会福祉業務手当など 5 手当の支給範囲を縮小するとともに，現在，月額で支給している手当について，すべて勤務実績に基づいて日額で支給するよう改める。

3 施行期日

平成 19 年 4 月 1 日

24 手当 → 13 手当に減少